第３期

営業時間短縮要請協力金申請要領

【波佐見町第３期】

要請期間　令和３年９月７日(火)～令和３年９月１２日(日)

申請受付期間　令和３年９月１３日（月）～令和３年１０月７日（木）

※申請要領Ｐ１　表１「備考欄」Ｄの場合は、９月の売上高の確定後である１０月以降にご申請ください

※注意事項

・『8/10～8/23 までの営業時間短縮要請協力金の申請書』と『8/24～9/6（第２期）』、『9/7～9/12（第３期）』の書類を同時に申請、または郵送する場合は、混同しないようクリップやクリアファイルなどを用いて、それぞれ分別するなどしてください。

・『8/10～8/23』、『8/24～9/6（第２期）』、『9/7～9/12（第３期）』それぞれの期間の申請書を同時に送付していただく事業者様の場合、必要書類が重複する場合がございますが、別々に審査を行うため、それぞれの申請書に対して必要書類をそれぞれ添付頂きますようお願いします。

波佐見町　商工観光課

提出先

波佐見町役場　商工観光課（２階）

TEL：０９５６－８５－２１１１

申請日時
令和３年９月１３日（月）～１０月７日（木）
午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

郵送の場合

〒859－3791
東彼杵郡波佐見町宿郷660番地
波佐見町役場　商工観光課

※「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。
※書類等に不備があった場合は連絡します

第３期

令和３年度営業時間短縮要請協力金　波佐見町第３期
（要請期間９月７日～９月１２日）

協力金の概要

１．趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、波佐見町営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

２．支給額

１店舗あたりの支給額 ＝ 以下の表１「１日あたりの支給額」 × ６（日間）

◎表１

事業規模	算定方法	前年または前々年の９月における１日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	１日あたりの支給額	備考
中小企業（個人事業主含む）	売上高方式	８万３，３３３円以下	２万５，０００円	A
		８万３，３３３円超２５万円未満	前年または前々年の９月における１日あたりの飲食業売上高の３割	B
		２５万円以上	７万５，０００円	C
大企業（中小企業も選択可）	売上高減少額方式		前年または前々年との比較による本年９月の１日あたりの飲食業売上高減少額の４割 ※上限：「２０万円」または「前年または前々年の９月における１日あたりの飲食業売上高の３割」のいずれか低い額	D

第３期

令和３年度営業時間短縮要請協力金　波佐見町第３期
（要請期間９月７日～９月１２日）

※留意事項

１．事業規模は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合が中小企業となります。

（１）飲食業

・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社

・常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人

（２）サービス業（カラオケなど）

・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社

・常時使用する従業員数が 100 人以下の会社及び個人

２．１日あたりの飲食業売上高について

（詳しくは申請書の様式３－１、または様式３－２を参照）

１日あたりの飲食業売上高
＝ 前年または前々年の９月の飲食業売上高 ÷ ３０日（※１円未満切り上げ）

・テイクアウト等、長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業は飲食業売上高から除外します。

・消費税及び地方消費税は飲食業売上高に含めません。

・開店１年の基準日は以下のとおりです。

【第３期の基準日】**令和２年８月１日**

・開店日が令和２年８月１日以前：開店１年以上（様式３－１）

・開店日が令和２年８月２日以降：開店１年未満（様式３－２）

令和２年８月２日以降に開店した店舗については、**開店日から令和３年９月６日まで**の飲食業売上高を同期間の日数で割った額を「１日あたりの飲食業売上高（１円未満切り上げ）」とします。

３．１日あたりの飲食業売上高減少額について

（詳しくは申請書の様式３－１を参照）

１日あたりの飲食業売上高減少額
＝（前年または前々年９月の飲食業売上高 － 本年９月の飲食業売上高） ÷ ３０日
（※１円未満切り上げ）

・長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業の売上や消費税等の取扱いは上記と同様です。

第３期

令和３年度営業時間短縮要請協力金　波佐見町第３期
（要請期間９月７日～９月１２日）

申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

１．運営する店舗が波佐見町内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請書類等の留意事項」参照）
・キッチンカー等の移動販売車（「申請書類等の留意事項」参照）
・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
・自動販売機コーナー
・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場

２．店舗が、令和３年９月６日（月）以前から運営されていること。

３．令和３年９月７日（火）から同年９月１２日（日）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後７時までとする）または終日休業したもの（通常の営業時間が午前５時から午後８時までの枠内の場合は対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前５時から午後９時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後８時までとする。）（通常の営業時間が午前５時から午後９時までの認証店にあっては、午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮したものに限る。酒類の提供は午後７時までとする。）または終日休業したもの（通常の営業時間が午前５時から午後８時までのものを除く。）

４．申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

（１）波佐見町暴力団排除条例（平成２４年波佐見町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団
（２）波佐見町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員

第３期

令和３年度営業時間短縮要請協力金　波佐見町第３期（要請期間９月７日～９月１２日）

申請手続き等

１．協力金の申請受付期間

令和３年９月１３日（月）から同年１０月７日（木）まで　※当日消印有効

２．申請書類等

以下の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

（１）申請に必要な書類（波佐見町指定の様式）

① 提出書類チェックシート
② 波佐見町営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式１）
③ 誓約書（様式２）
④ 申請する店舗の情報【開店１年以上の店舗用】（様式３－１）
⑤ 申請する店舗の情報【開店１年未満の店舗用】（様式３－２）

※④、⑤はＰ２を参照し、該当する様式をご利用ください。

※営業時間短縮要請期間中（９月７日から９月１２日まで）に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合には、次のとおり対応してください。
・該当する取組内容の□の両方に✔を入れる。
・備考欄に“ながさきコロナ対策飲食店認証日　●月●日”と記載する。
➡“⑫「認証ステッカー」を掲示している写真”の対応も必要。

（２）添付が必要な書類（チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。）

⑥ 本人を確認できる書類の写し　※個人事業主の場合のみ必要
⑦ 振込先口座の通帳の写し
⑧ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
⑨ 店舗名（屋号等）がわかる外観の写真
⑩ 店内（飲食スペース）の写真
⑪ 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等（変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど）
⑫ 「認証ステッカー」を掲示している写真　※該当店舗のみ必要

※該当店舗とは、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店舗をいう。
※営業時間短縮要請期間中（９月７日から９月１２日まで）に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合は、“変更前”“変更後”の写真等を提出してください。

（次ページに続く）

※表１の「備考」欄でＢ、Ｃ、Ｄに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑬ 前年度または前々年度の確定申告書の控えの写し

ただし、確定申告の義務のない者に該当する場合は、住民税の申告書（町民税県民税申告書）の控えの写し

※前年度　＝　令和２年９月を含む確定申告書

※前々年度　＝　令和元年９月を含む確定申告書

※飲食業売上高の算出基礎資料の該当月が含まれている確定申告書を提出してください。

例）「個人」、表１の「備考欄」Ｂの場合

算出基礎資料を令和元年９月とした場合、該当月が含まれている令和元年度の確定申告書が必要です。

なお、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書の写しまたは開業届の写し

⑭ 開店１年以上の店舗の場合は、店舗の前年または前々年の９月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）

なお、開店１年未満の店舗の場合は、開店日から令和３年９月６日までの飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

※表１の「備考」欄でＤに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑮ 店舗の本年の９月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

３．協力金の申請に必要な書類の入手方法

以下の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

・波佐見町役場　商工観光課窓口（２階）

なお、昨年度対象事業所及び事前確認が取れた事業所へは郵送しています。

・波佐見町のホームページからダウンロード

４．申請方法

波佐見町役場商工観光課へ提出、または以下の申請先あて郵送してください。「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。

【申請先】〒８５９－３７９１

東彼杵郡波佐見町宿郷６６０番地　波佐見町役場　商工観光課　宛

※書類が不足していたり、不備があった場合は連絡します。

５．通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、決定通知を送付します。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

第３期

令和３年度営業時間短縮要請協力金　波佐見町第３期
（要請期間９月７日～９月１２日）

申請書類等の留意事項

１．原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。

・波佐見町営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式１）
・誓約書（様式２）
・申請する店舗の情報（様式３－１）（様式３－２）
・本人を確認できる書類の写し　※個人事業主の場合のみ必要
・振込先口座の通帳の写し
・飲食店・喫茶店営業許可証の写し

２．上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。

例１）様式１の申請者と口座名義人が一致しない場合
⇒協力金受領の「委任状」（任意様式）を提出。
例２）営業許可証の名義人と申請者が一致しない場合
⇒両者の関係を記載した「理由書」（任意様式）を提出。
例３）営業許可証と店舗名（屋号等）がわかる外観の写真の店舗名が一致しない場合
⇒「申請する店舗の情報」（様式３－１）（様式３－２）の備考欄に、その理由を記載。

３．テイクアウトや移動販売車については、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設けている場合があります。こうしたケースでは、店舗の売上金額や件数等において、イートインスペースが主であれば、協力金の支給対象となります（ただし、「仮設」の営業許可は対象外とします）。

イートインスペースでの飲食とテイクアウトでは消費税率が異なるため、消費税等を参考にどちらが主か見極めたうえで、申請する店舗の情報（様式３－１）（様式３－２）の備考欄に、その旨を記載してください。

記載例）帳簿の消費税により、イートインスペースが主であると判断しました。

４．記載している申請書類等のみでは営業実態が確認できない場合は、必要に応じて、別途、追加書類を提出していただくことがあります。

その他

１．協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、
協力金の支給決定を**取消し**、協力金を**全額返還**いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた**加算金**（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。

２．申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

３．本申請に係る書類、帳簿等については、令和９年３月３１日まで保存をしてください。

４．問合せ先
波佐見町役場　商工観光課
電話番号　０９５６－８５－２１１１
開設日時　令和３年９月１３日（月）から１０月７日（木）まで
午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）